

大分市まちづくり自治基本条例の見直しについて

平成 28 年 7 月

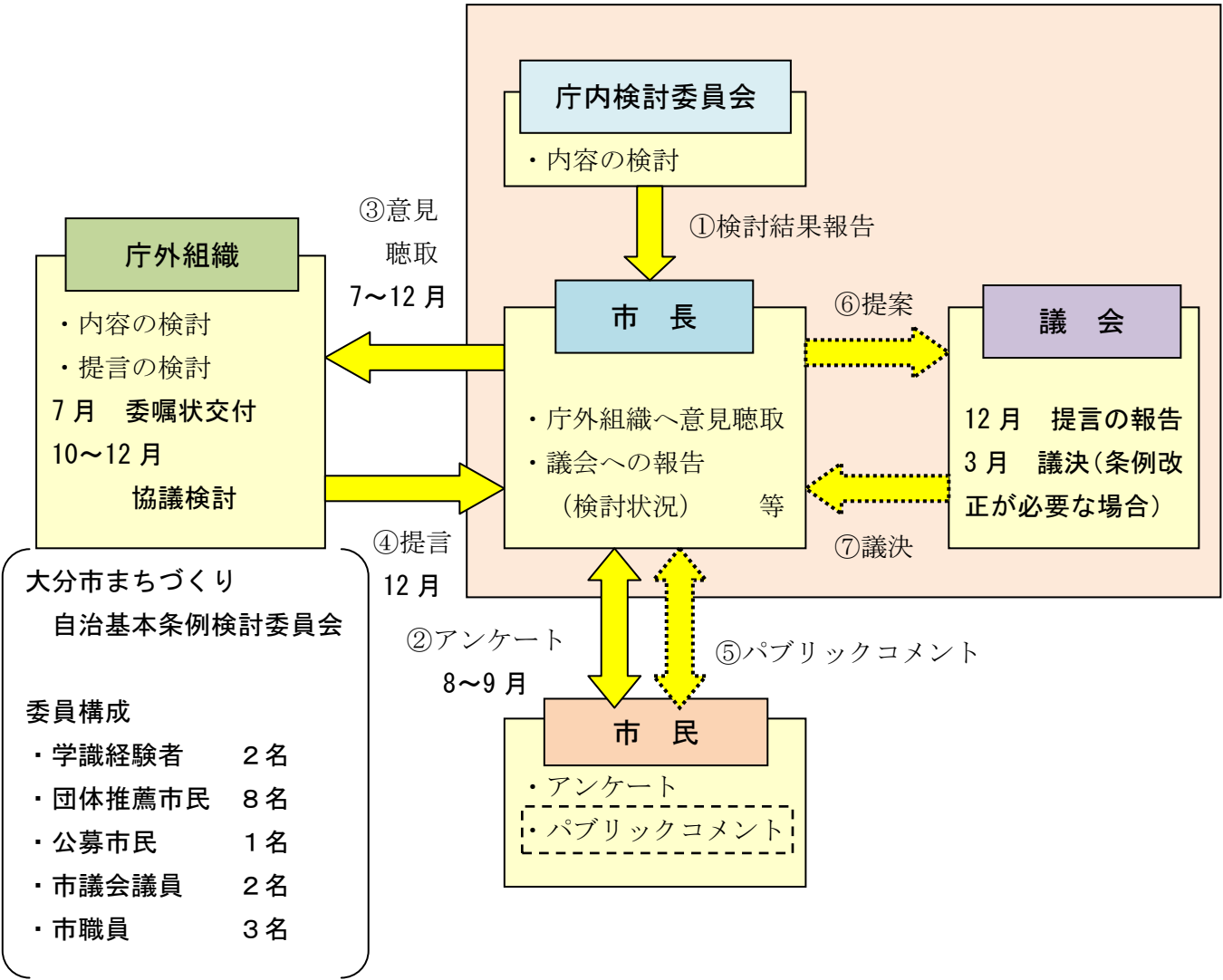
1. 見直しの根拠規定

大分市まちづくり自治基本条例 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (この条例の見直し)
- 2 市長は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 検討体制等



※見直した結果、条例改正が必要な場合は⑤～⑦の手続を行う。